⑮　７欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１の面積）の合計、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑹までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

⑴～⑸　（略）

⑹　宅配ボックスの設置部分　100分の１

⑯　（略）

⑰　６欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに７欄の「カ」は、百分率を用いてください。

第六十一号様式（第十条の十六関係）（Ａ４）

（第二面）

申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項

---

【１．地名地番】～【10．建築面積】　（略）

---

【11．延べ面積】　（略）

【イ．建築物全体】　（略）

【ロ．地階の住宅又は老人ホーム等の部分】　（略）

【ハ．エレベーターの昇降路の部分】　（略）

【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略）

【ホ．自動車車庫等の部分】～【リ．貯水槽の設置部分】　（略）

【ヌ．宅配ボックスの設置部分】（　　）（　　）（　　）（　　）

【ル．住宅の部分】　（略）

【ヲ．老人ホーム等の部分】　（略）

【ワ．延べ面積】・【カ．延べ面積の申請区域の面積に対する割合】　（略）

---

【12．用途地域】～【19．備考】　（略）

---

（注意）

１・２　（略）

３．第二面関係

①～⑬　（略）

⑮　７欄の「ヲ」の延べ面積及び「ワ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１の面積）の合計、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑸までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

⑴～⑸　（略）

（新設）

⑯　（略）

⑰　６欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに７欄の「ワ」は、百分率を用いてください。

第六十一号様式（第十条の十六関係）（Ａ４）

（第二面）

申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項

---

【１．地名地番】～【10．建築面積】　（略）

---

【11．延べ面積】　（略）

【イ．建築物全体】　（略）

【ロ．地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】　（略）

【ハ．エレベーターの昇降路の部分】　（略）

【ニ．共同住宅の共用の廊下等の部分】　（略）

【ホ．自動車車庫等の部分】～【リ．貯水槽の設置部分】　（略）

（新設）

【ヌ．住宅の部分】　（略）

【ル．老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】　（略）

【ヲ．延べ面積】・【ワ．延べ面積の申請区域の面積に対する割合】　（略）

---

【12．用途地域】～【19．備考】　（略）

---

（注意）

１・２　（略）

３．第二面関係

①～⑬　（略）